

令和5年度 第3回
釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画
策定市民委員会

会議録

令和5年度 第3回 釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会

○日 時 令和5年10月30日(月) 18:00～18:50

○会 場 釧路市役所 防災庁舎5階 会議室A

○会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

・第2回 策定市民委員会ご意見集約結果

(2) 協議事項

・第9期 釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書(案)について

・介護保険料について

(3) その他

3 閉 会

○出席者(25名)

委員長 西塔 正一

副委員長 高瀬 勝洋 杉元 重治(Zoom)

委 員 久保田 眞弓 北川 仁 二口 喜美子 山田 勝雄

小畑 敦子 上堀 百合子 今野 悦夫 樽舘 猛

今村 壯夫 土岐 勝江 浅村 こずえ 桑原 美紀子

舟水 光男 岡田 実継(Zoom) 里見 啓(Zoom) 佐々木 祐美(Zoom)

高橋 功成(Zoom) 林 隆浩(Zoom) 阿部 英之(Zoom) 細川 克裕(Zoom)

高澤 裕美子(Zoom) 沼口 託也(Zoom)

○欠席者(1名)

委 員 石井 善樹

○事務局出席者

福祉部長 熊谷 瑠美子 社会援護課課長補佐 高橋 直子

介護高齢課長 長山 勝 障がい福祉課課長補佐 辻野 美和

介護高齢課課長補佐 波岡 茂顕 阿寒保健福祉課長 高橋 聡

西田 光平 音別保健福祉課長 三浦 哲裕

渡邊 路

冷川 幸枝

諸我 正夫

梅木 三穂

○傍聴人 なし

1. 開 会

○ 事務局

1 開 会

ただ今より、令和5年度第3回目の策定市民委員会を開催いたします。

本日、ご出席いただいた委員の人数は、26名中25名となっております。委員の過半数が出席となっているため、第3回策定市民委員会が成立していることを宣言いたします。

それでは、まず始めに、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

今回の資料につきましては、

- ・資料1 第2回策定市民委員会ご意見・ご提言集約結果
- ・資料2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主な論点の振り返り
- ・資料3 策定市民委員会における意見と、第9期計画策定に係る意見書(案)について
- ・資料4 第9期 釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書(案)
- ・資料5 介護保険料について
- ・資料2・3・4と、資料5の説明資料

また、別添様式として、

- ・別添1 第9期計画に関する意見書案の不備等について
- ・別添2 介護保険料に対する意見について 以上となっております。

配付漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これより会議の議事・進行につきましては、設置要綱第3条第3号の規定に基づきまして、委員長をお願いしたいと思います。委員長よろしくお願いいたします。

2. 議 題

(1) 報告事項 ・ 第2回 策定市民委員会ご意見集約結果

○ 委員長

それでは、これから議事に移りたいと思います。

本日の議題につきましては、まず、報告事項として、第2回策定市民委員会ご意見集約結果、次に、協議事項として、第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書案について、介護保険料についてとなっております。

報告事項の「第2回 策定市民委員会ご意見集約結果」について、先日、書面開催された第2回策定市民委員会におけるご意見は、配付資料のとおりとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

(2) 協議事項 第9期 釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書(案)について

○ 委員長

次に、協議事項に移ります。

1つ目は、第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書案についてです。

私が、第1回目の委員会で委員長に選任されたときの挨拶の中で、「この委員会の役割は、令和6年度から8年度までの第9期計画策定のため、皆様方の提言や意見を賜り、それを市

長に提案すること」とお話しをさせていただきました。

今回、事務局の方で、これまでの委員会における皆様のご意見を踏まえながら、当委員会としての意見書案を取りまとめましたので、これより協議して参りたいと思います。

それでは、第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書案について、事務局より説明願います。

○ 事務局

協議事項の一つ目、第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書案について、私から説明させていただきます。

失礼ですが、着席にてご説明いたします。

第1回・第2回の策定市民委員会において、委員の皆様から、多くのご意見・ご提言をいただきました。ありがとうございます。

意見書案の作成にあたり、まず、皆様から頂いたご意見等の要素を抽出し、資料2のとおり、要約を行いました。

この要約を基に、第9期計画に反映すべき項目を整理し、資料3のとおり、意見書案を作成しております。

意見書案への反映状況につきまして、何点かご説明いたします。

資料3の4ページ下段「認知症施策の推進」では、左側の「認知症に対する正しい知識の理解を幅広い世代に普及、啓発するための取り組みが必要である」や「認知症の人の尊厳を守り、地域で生活できる環境が必要である」などの意見の要約を基に、右側の「認知症の人が尊厳を保持し、住み慣れた地域で安心して生活を続けられる環境を構築するため、幅広い世代に対し認知症に関する正しい知識と理解のさらなる普及啓発に取り組む必要がある。また、認知症の早期診断・早期対応に向けた相談機関の充実を図り、適切に医療・介護に繋げる必要がある。認知症の人やその家族等に対してのサポートは重要であり、地域での交流の場や居場所づくりを含めた、認知症の人を包括的にケアする仕組みの深化が望まれる。」という意見書案を作成しました。

5ページ下段「地域包括支援センターのあり方」では、左側の「地域包括支援センターの総合相談窓口は重要であり、より一層相談しやすい環境の整備に努める必要がある。」などの意見の要約を基に、右側の「地域包括支援センターは、身近な相談窓口として重要な役割を果たしており、相談件数等の増加によるさらなる体制の整備が求められている。このことから、相談支援業務の委託や人員の補充などにより、相談窓口としての機能を維持し、より一層相談しやすい環境の整備に努める必要がある。なお、委託の際には、個人情報保護を徹底する措置が必要である。また、高齢者のより詳細な実態を把握するための取り組みが望まれる。」という意見書案を作成しております。

6ページの下側「介護人材の確保」では、左側の「介護職であることに生きがいをもって働けるよう、魅力の向上や、処遇改善に取り組む必要がある。」などといったご意見の要約がございます。それに対して右側、「介護人材確保事業を推進し、より多くの人材が確保できるよう努めることが必要である。また、介護職の魅力の向上や処遇改善等、介護職員がやりがいを持って働ける環境の整備が重要であることから、他の自治体での取り組みも参考にしつつ、効果的な事業の構築が求められる。なお、介護人材については、在宅介護に欠かせない介護支援専門員の確保についても、考慮することが必要である。」という意見書案を作成しております。なお、この介護支援専門員の箇所につきましては、6ページの上側の要約を基に作成しております。

次に、8ページ目の一番下、「介護保険料の負担の抑制について」では、左側の要約を基に、

右側の「低所得の高齢者が増加する中、物価高騰の影響により、経済的に困窮する世帯がさらに増えていることから、第9期計画においても、介護保険料の上昇を抑制することが必要である。」という意見書案を作成しております。その他の項目につきましても同様に作成させていただきました。

本日は、事務局で作成いたしました意見書案につきまして、計画に反映すべきご意見等の拾い漏れや、ご意見と意見書案との間の不整合がないかなどをご確認いただきたいと考えております。

説明は以上となります。どうぞご審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

○ 委員長

ただ今、事務局から、第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関する意見書案について説明がありました。こういう文書にした方が良いでしょうとか意見がありましたら、どうぞお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 委員

意見書の認知症施策の推進のところ。意見書そのものがたくさんの文言とはならないと思うので、要約の要約になっているかと思えますけれども、認知症を考える時にやはり家族の立場とか家族のケアを切り離しては考えられないのだろうなと思うんですね。

介護保険の色々なサービスの中に、家族そのものを支援するサービスは非常に少ないわけです。特に認知症の場合は、家族がどういう風に当事者に関わるかということが、在宅の介護の場合に非常に大きなポイントになると思うので、そこについて、この意見書の中に文言として入っているということは、非常に優位性の高いものじゃないかという風に思いました。

それから、発症後に対応するだけではなくて、発症前から予防とか早期発見とか居場所づくりや交流の場ということに触れられているということも、少ない文言の中で、非常に画期的なことだと思うので、これはあくまでも総論として書いてあると思うので、この内容を各論の中で、地域の実践の中で豊かにしていければ、非常にいい地域の活動になっていくのではないかと思います。

○ 委員長

事務局で一番最初に説明したのがこの認知症施策の推進の文言でした。委員の発言、勇気は、事務局にとってはとても感銘を受けたのではないかと思います。

他にないでしょうか？

事務局の2点目で説明したところは、地域包括支援センターの在り方についてでした。地域包括ケアシステムを母体にして進めていくのであれば、包括支援センターの在り方が問われます。人の問題もあるだろうと思いますが、いかがですか。

○ 委員

資料3の5ページ目の⑦地域包括支援センターの在り方のところですが、居宅介護支援事業所への業務委託について、「事業所ごとに対応の格差が出ないようにする必要があり、個人情報保護の順守も必要である」という要約があって、意見書には「格差が出ないように」が消えていて書かれていないが、そこは重要ではないかと考えていて、盛り込んだ方がいいのではないかと考えています。個人情報ばかりではなくて、やはり、相談した時に、事業所によって、格差が出ることはあってはいけないことかなという風に思っています。

○ 事務局

居宅介護支援事業所にもし委託するとなれば、様々な居宅介護支援事業所がありますので、事業所によって相談者への対応の内容が変わるといえるのは問題があると思いますので、対応の格差の件につきましても大事な視点とされますので、意見書の方に加えることを検討させていただきたいと思います。

○ 委員長

ありがとうございました。検討させてください。

他によろしいですか。

ご意見がないようですので、私と事務局とで検討させていただきます。

では、この意見書案をもって、若干訂正があるかもしれませんが当委員会の計画策定に関する意見として、市長へお渡ししたいと思います。

日程については、11月10日を予定しております。私が委員会を代表して、お渡ししたいと思います。

(2) 協議事項 介護保険料について

○ 委員長

次に協議事項の2つ目、介護保険料についてです。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

第9期計画における介護保険料の考え方について、ご意見を伺いたく、今回議案を提出させていただきます。

資料5をご覧ください。介護保険料につきましては、2ページ目に記載のとおり、介護給付費の増や、第1号被保険者の負担割合の増といった要素により、釧路市では、介護保険制度開始当初の約1.8倍となっております、全国的に同様の状況となっております。

3ページ目をご覧ください。第8期計画では、基準となる第5段階におきまして、月額5,650円となっております。市民税の課税状況や所得金額等を基に各種段階が設定されておきまして、基準額にそれぞれの乗率を掛けて算出された介護保険料を被保険者の皆様からいただいているという風な介護保険料の仕組みとなっております。

4ページ目をご覧ください。介護保険料の段階や乗率につきましては、現在、国で9段階となる標準段階を示しておりますが、基準額より上の段階につきまして、ほとんどの市町村で独自の段階や乗率を定めており、釧路市においても、独自に設定しております。

なお、この段階や乗率の設定にあたりましては、下段のとおり、策定市民委員会におけるご意見を踏まえて、定めてきた経過がございます。

5ページをご覧ください。第9期計画にあたりまして、国では、標準段階を改正し、さらなる多段階化や乗率の変更が検討されているところです。一番右側に国の検討案の例を記載しております。現在、介護保険制度改正に関しまして、国の決定が先延ばしされている状況でありまして、この国の考え方も一例として示されたもので、決定されたものではありませんが、これまでの国の議論から、多段階化や乗率変更による高所得者への負担増による低所得者への負担軽減措置がされると想定されるということです。

論点を6ページに記載しておりますが、この国の負担の考えを背景とした、国の標準段階改正の動きを受けまして、釧路市の介護保険料の段階や乗率をどのように考えればよいか、

委員の皆様にご意見いただきたいと考えております。

説明は以上です。

○ 委員長

ただ今、事務局から、「介護保険料」について説明がありました。まだ、国でははっきりと示していないそうですけれども、釧路市ではどういう設定が良いのか皆さんのご意見を願いたいということですので、どうぞお出してください。

○ 委員

私自身は73歳に間もなくになるのですけれども、間もなく介護保険を利用しないといけない身体の状態になるのではないかと心配もしている1人なんですけれども。

私の事情から申し上げますと、なかなか高額な介護保険料を払って、高度なサービスを受けたいとしてもなかなか受ける条件というのは作れないではないかと思ったりしています。

つまり、年金生活でどれほどの介護利用料を払いながら私の終末をどうやって過ごそうかということになると難しいものがありますから、できるだけ介護保険料を上げないでいただきたい。サービス利用料も上げないでいただきたいと思っています。

ところがですね。介護サービスを受けようとするならば、介護サービスを提供してくれる事業所で働いている職員さんが、今、処遇改善など言われていますけれども、つい先日も国会で処遇改善 6,000 円という発言がありましたが、それは全て介護保険料に関わってくるんだと思いますけれども、国の政策として何らかの形で円滑な介護サービスの運営ができるように、事業所さんにも負担が及ばないようにした良い方法が何か考えられないのかなと思っています。

ですから、釧路市では最後の方に、国の状況を踏まえてご意見をいただきますという風になっていますけれども、今までも国の動きに応じて善処していきますという恰好だったと思います。

釧路市もこれから高齢者が増えてきますから、できるだけ国にそういう風な意見が伝わりやすい方法とか様々な対策を取っていただいて、これから介護保険を利用する者にとって、少しでも安心できる体制を作っていただきたいと思います。

と同時に、私に関係した人なんですけど、介護保険を利用しなければならない身体の状態になっているのに、なかなか介護保険を利用しようとしていないんですよね。または、どんなサービスがあるのかよくわからないということが耳に入ってきたりしています。

できるだけ多くの人ができるような条件というのも、つまり我慢しすぎるととんでもないことになりますから、我慢しすぎないように利用できるような制度であってほしいと思っています。

ぜひ、善処していただけたら嬉しいです。よろしく願いいたします。

○ 委員長

ありがとうございました。

他の委員の方々、どうでしょうか。

では、さきほど委員がお話したようなことで、ぜひ考えてもらいたいということで、よろしいですか。

○ 事務局

ご意見ありがとうございました。

さきほど、サービスが使えないとか、制度がわからないという方がいらっしゃるというお話し、これまでのご意見の中でも色々と皆さんからいただいております、意見書案の中でも盛り込んでおまして、(資料3) 8ページですね、制度の周知というところで、「介護が必要となった際に、介護サービスを適切に利用できるよう、介護保険制度の周知を強化することが必要である。」という文言を入れさせていただいております。

介護保険料についてですが、国の報酬改定がこれから議論されているところで、保険料等の影響を受けてきますので、その辺に注視しながら鉤路市としてもなるべく負荷がかからない、負担を抑制するような措置を考えていきたいと考えております。

○ 委員長

ありがとうございました。他にご意見等ありませんか。

○ 委員

今、委員の方から介護保険の徴収についてのお話があったのと、市役所の方からもそのようなお話があったので事業所側としてお話しをさせていただこうと思います。

私たちの事業所としては、人手が全然間に合っていないというのが正直なところです。

今までは辞めていった人たちは、他の事業所に行くというのが今まででした。ですが、今は他産業に行ってしまう。福祉の事業所では食べていけないから、他の働き場所に働き口を探しに行くというような状況になっておりますので、そこはご理解をいただきたいなというのと、もう一つ、介護保険の事業が使いつらいという部分においては、ケアマネージャーが圧倒的に足りない。今の鉤路の現状だと思うんですね。特に阿寒地区、音別地区は、サービスを使いたくてもケアマネがないからケアプランを立ててもらえない状況に今あると思うので、その辺は保険者がプランを立てていくようにしていくのか、ケアマネを取っていただく方を促進していくのか、何か手立てを考えていかないと、当然、介護保険事業を担っていくところもどんどん減っていくでしょうし、ケアマネージャーがいなくてケアプランを立ててくれるところもないということになると介護保険事業がいくらあっても使えないというようなことに繋がりがかねないので、その辺についても、全体的にご議論いただければありがたいなという風に思います。

○ 委員長

委員の今のお話ですが、意見書案の中の介護人材の確保というところで少し取り上げて、介護支援専門員の確保についても考慮するということが書いてありますが、もっと明確にということですか。いかがでしょうか。

○ 委員

介護保険を使いたくてもプランが立たなくて使えないという人が出てくると思うので、そういう方々がいないようにしていただきたいという風に思います。

○ 委員長

これも少し事務局の方で難しい問題ですけれどもご検討いただきたいと思います。

○ 事務局

意見書の書きぶり等を検討させていただきたいと思います。

○ 委員長

他にありませんでしょうか。

では、今出た観点から検討させていただいて、次の委員会に出したいと思います。

(3) その他

○ 委員長

では、その他に移らせてください。本日の議題全般にわたって、あるいは他の事項でも結構ですが、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

ないようですので、事務局から何かありますか。

○ 事務局

意見書につきまして、11月10日(金)に委員長より市長に手交させていただきます。

本日ご指摘いただいた事項以外に、表現方法等に何か不備がございましたら、日程が短くて大変申し訳ないのですが、今週中までにご連絡いただけますと、意見書案の作成の参考にさせていただくことができるのかなと思っています。

次回、第4回の委員会につきまして、11月22日(水)午後6時から、こちらの会場での開催とさせていただきご案内をさせていただいております。すでに出欠のご連絡をいただいている委員さんもおられますけれども、出欠のご報告が11月8日(水)までとなっておりますので、FAXや電話、メールなどでお知らせいただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○ 委員長

次回の委員会は、11月22日となっておりますので、11月8日までに出席について事務局の方にお知らせください。

他に何かありませんか。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

委員の皆様、ありがとうございました。

3. 閉 会

○ 事務局

委員長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第3回策定市民委員会を終了させていただきます。